

## 令和6年12月定例会 代表質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

### 「高齢者の支援について」

○中山武彦 皆さんおはようございます。公明党の中山武彦です。

議長のお許しを得ましたので、代表質問をさせていただきます。

冒頭、さきの衆議院選挙で私たち公明党にご支援を賜りました皆様に、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げたいと思います。厳しい結果ではございましたが、今後は持ち味であります「小さな声を、聴く力」ネットワーク政党の強みをより一層生かしまして精進してまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 番目に、高齢者の支援について伺います。

まず、将来の介護保険制度の課題と対応策について質問いたします。

香芝市では、県内の市町村の中では比較的若い世代が多く居住されております。しかしながら、少子・高齢化の波は避けられず、今後数十年間にわたりまして高齢化率の上昇が予測されております。このため、介護保険の役割はますます重要になり、住民のニーズに応じながらも持続可能な運営というところが求められます。

そこで、まず伺いいたしますが、香芝市における高齢化は今後どう変化するのでしょうか。高齢者人口の推計を踏まえ、お答え願いたいと思います。

これで壇上から1回目の質問を終わります。

○健康部長 本市は、奈良県や全国と比較しますと、65歳人口の割合である高齢化率、こちらが低いものとなっております。しかし、今後高齢化率は中・長期的に上昇していくことが見込まれまして、10年後は住民の3人に1人が高齢者となることが予測されます。

その中でも、後期高齢者の将来人口につきましては、令和6年9月末時点で75歳から85歳未満が7,969人、85歳以上は3,046人となっており、10年後の団塊の世代が85歳以上となる令和17年では、75歳から85歳未満が約6,640人、85歳以上の人口は約5,190人となると推計しており、85歳以上の人口は現在の約1.7倍に増加になると考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 今10年後の人口もかなり増えて、高齢化が進むということでした。

団塊の世代が10年後、85歳以上になるというところで、高齢者の身体機能等が衰えてくるという方が増えると思います。認知機能の衰える方も増えてくるというところで、現在よりもかなりこう増えることが懸念されます。したがって、介護を必要とする要介護認定者につきましても増えると考えますが、香芝市における要介護認定者の状況や今後の推計につい

て教えていただけますか。

○健康部長 まず、被保険者数に占める要介護認定者数の割合でございます要介護認定率について、令和5年度は75歳以上85歳未満で16.5%、85歳以上で59.1%となっており、認定率の推移については、過去5年間で75歳以上85歳未満が1.2%の増、85歳以上で3%の増となっております。

次に、要介護認定者につきましては、令和6年10月末の要介護・要支援認定者数は3,561人でございます、10年後は約5,400人で、1.5倍に増加すると推計してございます。

以上でございます。

○中山武彦 要介護率も上がっていくということで、10年後は1.5倍に85歳以上の方が増加するということですが、10年後の需要が増大するということで、介護需要が増えていくという見立てがあると思います。

そこで、現在までは2025年問題で注目されてきましたが、**今後は団塊の世代が85歳以上になる2035年というところを目標に据えて取り組む必要があると考えます。**

そこで、現状の地域包括ケアシステムの構築の状況、これを教えていただけますか。

○健康部長 地域包括ケアシステムでございますが、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、そして生活支援、こちらが包括的かつ一体的に提供される体制づくりを指すものとなっております。

本市では、平成24年の第5期介護保険事業計画期より地域包括ケアシステムの実現に向けて施策を推進しており、現在は国が示す地域支援事業を全て実施してございます。医療と介護の連携体制や他機関との協働による高齢者への支援体制が確立し、複合的なニーズを持つ高齢者への対応もできるようになってきております。

また、地域包括ケアシステムの中核機関となります高齢者の総合相談を主に実施する地域包括支援センターにつきましては、事業所数を拡大していき、高齢者の身近な地域でサービスの基盤の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 目標時は2025年度、75歳以上の方が増えるということですね、団塊の世代が75歳以上になるというところで進めていただいて、ある程度のところまで来ると、かなり進んではと思います。

認知症になる方も増えてくるというふうに思うんですが、認知症の高齢者数についてはどのような推移になるのか、これはされてるでしょうか。

○健康部長 認知症高齢者数の推移につきましては、令和4年10月時点における要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の割合を将来の要支援・要介護認定者の推計人口に乗じて算出してございます。推計の認知症高齢者の人口につきましては、令和5年10月時点で2,368人、令和17年では3,536人と約1.5倍の増加が見込まれてございます。

ただし、今後の医療の状況等によりましては、少なくなることも考えられると思っております。

ます。

以上でございます。

○中山武彦 認知症の方も1.5倍になるというところが予測されておりますけども、香芝市は近い将来高齢化率が上がっていくというところで、介護保険事業の重要性、先ほど申しましたが、ますます高くなってくると思います。現実問題として、介護保険事業の課題というところ、そこは十分認識されていらっしゃるでしょうか。その点どうですか。

○健康部長 全国的に団塊の世代が75歳以上となる令和7年には約250万人の介護職員が必要とされており、介護人材の確保は優先すべき課題でございます。

本市におきましても、介護サービスの需要は年々拡大しており、それに伴い、給付費も増大傾向にあり、保険制度の持続可能性の確保についてが課題となっております。

以上でございます。

○中山武彦 介護人材等、需用費も増えていくので、見込みが増えますので、そのあたりだと思いますが、10年後、20年後、香芝でもどれぐらい人員が必要なのか、また財源がどれぐらい必要なのかというところ、シミュレーションも長期ビジョンで取っていった、検討を進める必要が出てくるんじゃないかと思いますので、そこは進めていただきたいと思うんですが、市としても課題解決に向けての対策は考えていらっしゃるのでしょうか。その点どうですか。

○健康部長 これまでの取組を継続し、高齢者の方が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある生活を送るための医療や介護、生活支援などの連携した質の高いサービスが提供できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進してまいります。

また、高齢者一人一人が主体的に介護予防に取り組み、生涯を通じて地域社会とつながりを構築して、活躍できる地域づくりを目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 具体的なところについては、これから進めていただきたいと思いますが、地域包括ケアシステムの深化、推進というところだと思いますが、私たち公明党といたしましても、高齢者の単身世帯が今後増えていくというところで、近くに子供さんや親族がいらっしゃるいいんですが、そういった方がいらっしゃらない場合は、介護保険に限界がございますので、しっかりと孤独・孤立対策も進めなきゃいけないというところで推進しているところでございます。行政だけでなく、民間や地域の方との連携も進めて、構築を重層的に進めていただきたいと思います。

あと、総合事業についても今言及が少しありましたが、今後国の制度等の見直しもあるかと思いますが、これまでであったような所得に応じた、また資産に応じた分担、負担割合とか、そのあたりのところ、介護保険外でやっていくところも、国が決めることですが、しっかりと踏まえて香芝でも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、質問に入ります。

認知症になる方が増えるというところで、今後認知症施策についても伺いたいと思うんですが、昨年6月に認知症基本法が制定されまして、本年1月に施行というところで、政府は先日の報道では認知症施策推進基本計画というところを閣議決定されたと聞きました。これによりまして、認知症の早期発見や重症化予防も進むというところでございますが、地域包括ケアシステムの深化というところがありますけども、今後認知症施策の推進は避けて通れないというところで、香芝市でも認知症基本法を踏まえた計画等の策定というか、課題だと思いますけど、これは現在あるのでしょうか。何か考えてらっしゃいますでしょうか。

○健康部長 認知症に特化している計画は策定してございませんが、認知症施策につきましては、これまで介護保険事業計画の中に令和元年に閣議決定されました認知症施策推進大綱、こちらに基づいた施策を立案してございます。

後は、国の認知症施策推進基本計画等が策定されることとなりますので、市町村計画については検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 ぜひとも検討が必要だと思いますので、お願い申し上げます。

基本法では、新しい認知症観というところが強調されていたと聞いております。認知症になったら何もできないということじゃなくて、自らの状況をそれなりに理解して、自らの意思に基づいて生活できるというところの希望と尊厳が持てるような新しい認知症観、このあたりもしっかりと発出していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、認知症に関連して、ボランティアの活動も重要になってくると思うんですが、以前チームオレンジの活動についてお聞きいたしました。昨年度から進められていると伺っておりますけども、活動状況を教えていただけますか。

○健康部長 認知症の方や家族を支えるボランティアとして、温かく見守る理解者から一歩進んで、実際に認知症の方やその家族と対話し、悩みや話を傾聴したり、また認知症カフェなどを企画、開催したりするなど、チームによる活動を行っておられます。

以上でございます。

○中山武彦 その点、今後の展開というか、事業展開、1年たつわけですが、その点はどうでしょう。

○健康部長 チームオレンジの活動者は、5人から7人程度のチームで活動しており、活動を広げていくためには、活動者の確保が課題となっております。今後も定期的にチームオレンジメンバーの養成や増員を図り、活動については市民参加を促進するために広く周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○中山武彦 周知していただいて、展開していただきたいと思います。

今年から香芝は介護のボランティアポイント事業、介護予防・ボランティアポイント事業を進められているというところで、新たに立ち上げられています。この事業からもチームオ

レンジにつながっていくというふうに思うんですが、こちらはどのように進んでいるのか、教えていただけますか。

○健康部長 高齢者自らが介護予防に取り組み、またボランティア活動への意欲を向上させることを目的とし、いきいき百歳体操への参加や市が養成したボランティア活動員による活動を対象にポイントを付与し、特典等が交付される事業となっております。

以上でございます。

○中山武彦 カードを配布されて、参加者を広めていただいておりますけども、皆様の輪が広がっていくことで介護人材のほうも増えていくと思いますので、ぜひとも今後も進めていただきたいと思います。

最後に、ボランティアの育成について伺います。

今後、市としてどう進めるのか、何か予定があれば教えていただけますでしょうか。

○健康部長 令和6年度は、認知症のボランティアを養成するチームオレンジ認知症サポーターステップアップ講座を開催しており、8名の方が参加されております。令和7年度につきましては、高齢者を中心とした運動教室や交流の場で運動とレクリエーションを通して介護予防の普及啓発を行う介護予防リーダー、こちらの養成を計画しております。

今後は、高齢者自らが生きがいづくりや健康寿命の延伸を目的として、地域貢献やボランティア活動に取り組めるような施策や支援を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 高齢者の方がお互いに支え合うというところで、ぜひとも進めていただきたいと思います。

将来的にオンライン等の活用が進展するとしても、認知症の方の生活介護、また居場所での交流はオンラインではなかなかできない部分もありますし、不可能な部分もありますので、人材の確保、大変重要だと思います。ぜひとも積極的に進めていただけますよう、お願い申し上げます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、空き家問題の事前予防について質問いたします。

人口減少等を背景に使われない空き家の増加が予測されておりますけども、香芝市では空き家問題に取り組まれておりますけども、家屋が急増しないよう、空き家の急増がないように予防的にその発生を抑えるというところが大事だと思いますが、そういった施策、強力に進めてはどうかと思います。

まず、空き家の対応について、現在どのような施策を講じられているのか、教えてください。

○都市創造部次長 空き家対策につきましては、平成30年策定の香芝市空家等対策計画に基づいて取組を進めております。

計画におきましては、基本的な方針として、1つ目に所有者等による空き家等の適正な管理の促進、2つ目に空き家等及び除却した空き家等に係る空き地の活用の促進、3つ目に特

定空家等に対する措置の3つの基本方針により取組を進めているところでございます。

現在、香芝市空家等対策計画の改定を進めてございまして、令和6年10月に開催をいたしました香芝市空家等対策推進協議会におきましては、今後の対策として、1つ目に空き家等の発生を抑制すること、2つ目に空き家等の適正な維持管理と利活用を促進すること、3つ目に管理不全空き家等の適正な対策を行うことの主に3つの方針を定めまして、取組を推進する方向で協議を行っているところでございます。

以上でございます。

**○中山武彦** 現状、現在までの取組を進めていただきましたが、今後対策として発生抑制策というところがやはり協議もされているという話がありましたけども、本年8月号の「広報かしば」におきまして、相続をはじめとした空き家の生かし方やしまい方といったお住まいのおたくが将来どのようなようになるか考えることが大事だということで周知もされていただいております。

答弁では、新しい香芝市の空家対策の計画づくりの改定というところで、発生予防に関しても取組をされてるということだと思っんですけど、その検討内容についてはどうでしょう。

**○都市創造部次長** これまでは市のホームページや広報紙を活用いたしまして、空き家の適正管理に関する周知や空き家フォーラムなどを通じまして啓発を行ってきたところでございます。

香芝市空家等対策計画の改定に当たりまして、こうした取組を継続するとともに、高齢者世帯を対象とした周知を行うことなどを検討してございます。

また、他の地方公共団体の成功事例を参考として本市で検討を進めている枠組みといたしましては、行政によりまして空き家の所有者と活用者とを結びつける取組が実施することができないかどうか検討しているところでもございます。

具体的には、本市の都市創造部が事務局となって、職員が空き家の所有者からの相談に直接応じながら、また買いたい方や借りたい方の相談にも応じながら、本市が両者を結びつけることを検討しているところでございます。行政が両者の間に入ることによりまして、枠組みに信頼性が生まれ、これまでどのような借手がつくか分からなかったために、貸したくても貸せなかった方などがより気軽に相談できることができるものと考えてございます。

さらに、これまで貸したい方が物件情報を掲載し、借主を募集するケースが多くございましたけれども、借りたい人が借りたい場所や希望の物件などを投稿することによりまして、両者がより結びつきやすくする工夫も構想として持っているところでございます。

以上でございます。

**○中山武彦** きめ細かく答弁いただいてますが、具体的な推進が重要だと思いますので、ぜひとも実現させていただきたいと思います。

高齢者世帯に対する周知というところで、8月の広報でもされてましたが、高齢者世帯に対する周知というのはどうするのかというところでですね。どのような内容をされるのか、その

あたり、もう少し分かるような周知と思いますけど、教えていただけますか。

**○都市創造部次長** 「広報かしば」8月号におきまして掲載をしております相続登記の義務化や住まいのエンディングノートの作成を推奨することなどを周知をいたしまして、イベント等におきましては、お住まいの将来を考えていただくきっかけとなりますように、終活パンフレットなどの配布を検討しているところでございます。

以上でございます。

**○中山武彦** そういったエンディングノート、また終活パンフレット、今おっしゃったようなことをダウンロードして、活用がすぐできるような形にしていきたいと思いますけども、そこは高齢者の方ですから、分かりやすく進めていただきたいと思います。

長年、苦情等の相談等もさせていただいたり、またつないだりしてましますけども、たくさん、前々からあるというところで、空き家の除去等、また利活用についても取組が必要だと思いますけど、この点いかがでしょう。

**○都市創造部次長** これまでの空き家対策の取組といたしましては、議員が申し上げていただいたとおり、近隣にお住まいの方から通報がございました空き家に対しまして、所有者に対する適正な管理を促す連絡でありましたり、通知文の送付を行ってきたところでもございます。また、空家等対策推進支援事業といたしまして、空き家の利活用や除却に対しまして補助金を交付するような事業も取り組んできたところでもございます。

以上でございます。

**○中山武彦** 補助金交付、除却等のところも今言われましたけど、実績があるのかどうか、そのあたりはどうですか。増えてきてますでしょうかね。

**○都市創造部次長** 空家等対策推進支援事業の実績でございますが、まず利活用につきましては、平成30年度、令和4年度及び令和5年度に各1件ずつ、合わせて3件の実績がございます。こちらにつきましては、空き家を地域コミュニティー施設や地域の子供たちが利用できる施設などに利活用をしたものでございます。また、除却につきましては、平成30年度、令和3年度、令和4年度に各1件ずつ、合わせて3件の実績がございます。

以上でございます。

**○中山武彦** 今のお話では、少しずつしかなかなか難しいと思います。利活用を進める居場所づくりはかなり時間もかかるし、大がかりだと思いますけども、除却等、またその見極め等もこれから必要じゃないかと。どんどん増えていく中でどうするかというところだと思いますけど、先ほどの答弁では発生抑制というところも今後考えて、管理不全空き家等の適切な対策というところも上げられておりまして、これは従来からお願いしている固定資産税の住宅特例等の解除につながるものなのかなと思いますけども、検討内容をどうされてるのか、教えていただけますか。

**○都市創造部次長** 今後の取組の検討でございますが、令和5年12月に施行されております改正空家等対策の推進に関する特別措置法において、民法の不在者財産管理制度等に加えまして、所有者不明建物管理制度、管理不全土地管理制度及び管理不全建物管理制度につ

いて、市町村長が対象の物件に対しまして、利害関係の有無にかかわらず、特に必要があると認めるときは、裁判所に対しまして管理人の選任等を請求することができるようになってございます。

現在、改定を進めております香芝市空き家等対策計画におきましては、この財産管理制度の活用でありましたり、新たな補助事業の構築、先ほど申し上げました他の地方公共団体の成功事例を参考といたしまして、行政により空き家等の所有者と活用者とを結びつける取組の実施につきましても検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 今裁判所による管財人ですかね、管理人の選任等を請求して、そういうところは時間がかかると思うんですが、法令によるともう少し劇薬的なところですが、市長が直接助言とか指導等、勧告もできるということも、規定もあったと思うんですね。そういったところもございまして、積極的な対応も今後必要だと思いますので、そこは含めてこれからも進めていただきたいと思います。

私も親族等の話を聞きますと、所有者が分からなくて、近くの親族がやきもきしている場合もございまして、それができるような対策もどうなのかと思いますので、いろんな幅広で考えていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願い申し上げます。

## 「行政のデジタル化について」

○中山武彦 また、次の質問に入りたいと思います。

2番の行政のデジタル化について質問をいたします。

ご承知のように、我が国の、新型コロナが契機となりまして、デジタル化をもう進めないといけないというところで、早くから取り組んできたところ、一気に進もうとしていると思います。自治体システムの標準化に向けては、少しずつされてきてると思いますけども、デジタルの改革関連法の制定とともに一気にできてきました。

そこで最初に、行政デジタル化についての香芝市の現在の状況、どのように進めていくのか、教えていただきたいと思います。

○企画部長 本市におきましては、令和6年3月に策定いたしました香芝市DX推進計画を基にしまして、行政のデジタル化を進めております。市民サービスの向上、業務の効率化、情報セキュリティ強化を3本柱といたしまして、香芝市DX推進本部を設置し、市全体でデジタル化の推進に取り組んでいるところでございます。

○中山武彦 香芝市も進めていただいているというところですけども、デジタルの統一標準化とこう言われてますが、これまでの取組と現在の取組状況、ここは具体的にどうですか。

○企画部長 まず、これまでの取組につきましては、庁内のデジタル化といたしまして、デジタル技術を活用した業務効率化を目指しまして、財務会計システム及び文書管理システ

ムについて電子決済を開始しております。そのほか、テレワークの運用も開始するなど、デジタル化の取組を進めてまいりました。

また、市民の方向けには、マイナポータルからマイナンバーカードを用いましたオンライン申請のほか、e 古都ならを利用しました申請や講座申込み、施設予約等のオンライン申請を進めております。そのほか、本市が保有しております公共データをオープンデータといたしまして公開するなど、市民の利便性の向上につながる取組を進めてまいりました。

現在におきましては、令和7年2月からのサービス開始を目指しまして、書かない窓口の環境整備でございましたり、デジタル技術を用いました保育現場の業務負担軽減でございましたり、保護者の利便性の向上を図る幼・保D X業務推進事業を進めているところでございます。

**○中山武彦** これからは、自治体の基幹系情報システムが、国が基準を策定して、基準に適合したシステムを利用するというのが求められまして、香芝でもガバメントクラウド、政府クラウドというものへの移行や多様な業務が標準化されるシステムというところに落ち着いていくと思います。

このようなところ、当時、コロナ禍の中で菅義偉当時の首相が所信表明で、5年たてば自治体のシステムの統一化をするんだという話をされてました。システムの標準化も5年たつという、もうすぐですが、これについてはどのようなものなのか、教えていただけますでしょうか。

**○企画部長** 自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、令和7年度末までにガバメントクラウドを利活用いたしました標準準拠システムへ移行するよう努めることとされております。本市におきましても、対象となります20業務の基幹業務システムについて標準化するよう取組を進めているところでございます。

国は、本事業の取組によりまして、人的、財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえました企画立案業務等に注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化基盤を構築することを目指すとされております。この標準化・共通化によりまして、行政運営の効率化による人的、財政的負担の軽減、オンライン申請や様式の統一によりまして住民、企業等の利便性の向上、そしてシステム事業者間の競争の促進等の効果が期待されているところでございます。

**○中山武彦** 具体的なところも、メリット等も答えていただいたと思いますけども、これによりまして公的給付金がプッシュ型で送られたり、非常に便利になると思います、期待してるんですが、このガバメントクラウドシステムの今後のスケジュールについてどうなのか、教えていただけますか。

**○企画部長** 今後のスケジュールについてでございます。

ガバメントクラウドを活用いたしましたシステムの導入のスケジュールでございます

が、まず基幹業務システムの標準化といたしまして、標準化対象となっています20業務のうち16業務を包括いたしますオールインワンパッケージシステムの移行に関しまして、奈良県基幹システム共同化検討会で協議検討を行いまして、令和8年3月の本番を目指して進めているところでございます。また、標準化対象業務、その他の業務につきましても、所管課とICT推進課が連携いたしまして、全て7年度中の移行管理を目指して事業を進めております。また、そのほかには、市民課での書かない窓口システムを利用いたしました証明書発行サービスについては、令和7年2月より開始する予定としております。

○中山武彦 7年度末までに16業務プラスほかの4つもいけると考えていいですね。それは、移行されるというところでいいんですね。はい、分かりました。

できない自治体もあるとは聞いてますが、香芝市はできるというふうに考えていいというところだと思います。それは、素晴らしいと思いますので、ぜひとも移行を契機に様々な電子的なシステム等、申込み等、進めばいいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、マイナンバーカードの利活用について質問いたします。

マイナンバーカード、電子手続の手段として役に立っておりますけれども、行政のデジタル化が進められますと、コストの削減につながるとともに、住民ニーズの把握、また行政サービスが迅速かつ的確に行われまして、将来的には公平公正な所得の再分配機能、税と社会保障制度にも役立つものと言われております。マイナンバーカード、マイナポータルの利用と併せまして、住民がデジタルの恩恵を受けるための必要なものが様々ございます。

そこで、まずマイナンバーカードの普及についての質問をいたしますが、現在市内の普及率、どうなっているのか、教えてください。

○市民環境部長 令和6年10月31日時点で82.1%となっております。

以上です。

○中山武彦 82.1%、8割の方が持ってらっしゃるところで、コンビニの端末で受け取ることができる各種証明書のことについても伺いますけれども、交付数が全国的に年々増えているというところも聞いてまして、2023年は3,189万通にも上ったと報道がありました。当初の20倍というところですが、コンビニさんは今や大切な行政インフラというふうにこう認識しております。

そこで、伺いますけど、コンビニ交付される各種証明書、発行されてるものは何であるのか。また、その利用者はどれぐらいか、教えていただけますか。

○市民環境部長 香芝市では、住民票と印鑑証明書の発行業務を行っております。過去3年間の発行通数の合計でございますが、令和3年度は9,868通、令和4年度は1万3,223通、令和5年度は1万8,471通と、マイナンバーカードの交付率の増加に伴い、発行通数も増加している状況でございます。

以上です。

○中山武彦 今発行されてますけれども、発行数は分かりました。

発行されている種類ですが、住民票と印鑑登録証明ということですが、戸籍とか所得証明

とか納税証明というところの部分には発行はされないんでしょうか、できないんですか。

○市民環境部長 現在のところ、戸籍の発行は対応しておらず、発行することができません。また、税関係の証明書についても対応しておりません。

以上です。

○中山武彦 その点、私自身、コンビニで住民票、印鑑登録証明書は当たり前のように交付してもらってますが、自治体によっては戸籍とか税関係のところも交付されてる、対応されてるところもあると聞いておりますけど、香芝でできない理由は何なのか、教えていただけますか。

○市民環境部長 まず、戸籍についてお答えいたします。

コンビニ交付では、休日、夜間に提出された出生届等の届出が戸籍に記載されない状態で発行されることや費用面でコストがかかることなどから導入には至っておりません。

以上です。

○財務局長 税関係の証明書のコンビニ交付についてでございますが、かねてより検討しておりますが、住民票と比べて交付件数自体が少なく、費用対効果の点で対応が難しいと判断していたところでございます。

しかしながら、マイナンバーカードの交付率が80%を超え、住民票の交付においてもコンビニ交付の占める割合が上昇していることを踏まえますと、基幹システムの標準化後において再度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 ぜひとも利便性を高めるために進めていただきたいと思います。

戸籍にはコストがかかるという答弁もございましたけども、その手数料収入等どうなのか。その点、コストのどれぐらいのところですか、教えていただけますか。

○市民環境部長 戸籍を発行できるようにした場合、香芝市に入る手数料からコンビニエンスストアへ支払う手数料が差し引かれます。また、令和7年度から地方公共団体情報システム機構、J-LISへ支払う手数料も追加されるため、市に残る手数料収入というのはごく僅かなものとなります。

また、導入につきましては、費用が約2,000万円程度かかると見込んでおります。かなりのコストがかかると予想しております。

以上です。

○中山武彦 大体分かりますが、手数料が少なくなるというところで、追加的に発生する部分もあると、ちょっと二の足を踏んでるところだと思いますけども、業務だったり、窓口業務が減りますので、その分の方の仕事を割り振ったりできるかなというところもあると思うんですが、庁内的な助かる面も考えて、今後幅広く検討いただきたいと思います。

ただ、相続等、難しい問題もございますので、難しいところは窓口に行かないとできない分もあると思いますので、その点、いろいろ考えていただきたいと思います。

今後、検討をお願いしたいんですが、ほかにマイナンバーカードで手続きできるところはど

んなものがあるか、教えていただけますか。

○市民環境部長 市民課の手続としましては、マイナポータルを利用してオンラインで転出届を行っていただくことができます。

以上です。

○中山武彦 オンラインで転出届というところで、来年から書かない窓口、2月からというところで、公明党も推進をさせていただいてます。河杉議員さんのほうから強力に進めていただきました。この運用もありますので、今後コンビニ交付と共にオンラインでの申請というところも、行かないでもいいように一気に進んでいくと思います。この点についても今後検討いただきたいと思います。一気に進まないと思いますが、少しずつやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、マイナ保険証について伺いたいと思います。

紙の保険証が今月2日から現行の保険証自体が発行されなくなるというところで、マイナンバーカードに移行されたマイナ保険証が導入されておりますが、香芝市ではマイナ保険証の移行の状況がどうか、現状と対応について伺いたいと思います。

○健康部長 公益社団法人国民健康保険中央会が発表しております令和6年10月の集計値では、本市の国民健康保険加入者のマイナ保険証の登録率は60.3%、また利用率は15.6%となっております。

以上でございます。

○中山武彦 大変利用する方は少ないですが、登録は6割まで、ポイント制とかあるし、マイナンバーカードの推進策の一つとしてマイナ保険証も導入されたという経緯もございますので、一定、進めていただいていると思います。

そこで、この登録率、利用率を教えてくださいましたけども、マイナ保険証を保有されていない方への対応、対策として、その点、どうさせていただいてますでしょうか。

○健康部長 マイナ保険証を保有していない方には、必要な保険診療等が受けられますよう、当分の間、申請によらず資格確認書を交付することになります。

なお、令和6年12月1日までに発行されました被保険者証につきましては、それに記載された有効期限まで使用することができます。

以上でございます。

○中山武彦 私のところもマイナ保険証の文書が来まして、メリットも書かれています。今のお話では、プッシュ型で資格確認書も発行できますので、住民の方は支障はないと。保険証と同じように使えると思うんですけども、マイナ保険のメリット、便利だと思われるようなメリットについての強調もお願いしたいと思いますが、その点も詳しく教えてくださいませんか。

○健康部長 マイナ保険証を利用することによるメリットとしましては、データに基づくよりよい医療が受けられるという点、また手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるという点、またマイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできると

いう点、そして医療現場で働く人の負担を軽減できるなど様々なものがございます。

以上でございます。

○中山武彦 使ってる方はまだ15%程度というところでございます。私が行ってるところの薬局等では、係の人が、店の人が積極的に持っておられますかとか、誘導というか、ご案内もされておりました。今後もそういった形で、使う人は使う、使わない人は使わないというところがございますので、一定程度窓口は残ると思います。そこは、置いといていただかなくてはいけないと思いますが、時間かかりますけども、便利になったなと思われるような取組を、丁寧な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

### 「困難を抱える方々への支援について」

○中山武彦 続きまして、また質問に入りますが、困難を抱える方への支援について質問させていただきます。

令和4年3月に定例会の中で質問させていただきまして、生活が困窮されている方に資金を貸し付ける生活支援が何度も改定されて、延長も繰り返されました。償還免除も一定の要件の下に認められてるところを確認いたしまして、昨年1月より償還が始まっていると聞いております。

改めて、生活支援はどのような内容であったのか、教えていただけますでしょうか。

○福祉部次長 失礼いたします。新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的または継続的に収入減少した世帯を対象といたしまして、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金、生活支援費及び福祉資金、緊急小口資金について特例措置が設けられ、生活に困窮されている方に緊急かつ一時的な生計維持、生活の立て直しのための安定的な資金の貸付けを社会福祉協議会で令和元年度から令和4年度まで実施されたものでございます。

香芝市社会福祉協議会によりますと、貸付けの件数につきましては約1,800件であったと聞いてございます。

以上でございます。

○中山武彦 今概要を教えてくださいましたが、生活困窮の方に償還を免除する要件、具体的にどのような要件になっているのか、また償還開始から既に2年近くたちますけども、償還免除、また償還中の方を含めた状況等を教えてくださいませんか。

○福祉部次長 償還免除要件の概要につきましては、次のいずれかの場合となつてございます。借受人及び世帯主の住民税が非課税となった場合、生活保護を受給した場合、精神保健福祉手帳1級、または身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた場合、死亡された場合、失踪宣告がされている場合、自己破産の手続が完了、または個人再生の手続を行い、返済が完了し、免責が確定した場合となつてございます。

また、償還免除の本市の状況についてでございますが、奈良県社会福祉協議会に確認いた

しましたところ、償還免除済み件数の割合が約50%、償還完了が約1%、償還中のものが約49%となっております。また、償還中の方の滞納状況につきましては、整理中であると聞いてございます。

以上でございます。

○中山武彦 1,800件の貸付けで、今の話では償還免除された方は約半数いらっしゃるということで、条件も伺いましたら、大変な方が条件の中に当てはまっていると。それは、5割もいらっしゃるということで、**今なお多くの方が生活再建の途上にあるというふうに考えていいかなと思います。**

特例貸付けに至るまでに、当初から免除ありきというところでありましたけども、自立支援相談を受けられて支援につなげていただいたと思いますが、何とか生活再建につながった、助かったという方もいらっしゃると思いますが、その実情としてはどうでしょう。

○福祉部次長 償還免除の受付も実施されまして、生活に困窮されている方の支援にもつながったと考えてございます。

また、令和元年度から令和4年度までの期間で生活保護の開始の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症を原因とするものが7件程度であったことから、当時の感染が拡大していた状況下で困窮された方の生活の立て直しのための支援となったものと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 そうですね。こういったことでやっていただいているんで、再建へもつながっていると、生活保護にもつながっていただいたというところですが、従来からのセーフティーネットとして就労相談等もされておりますけども、この方については具体的にちょっと伺いますけど、どれぐらいの数になりましたか。

○福祉部次長 生活困窮者自立相談支援の実績は、令和3年度は19名、令和4年度は20名、令和5年度は11名、令和6年度11月末時点で10名となっております。

生活保護に引き継がれた件数といたしましては、令和3年度は8件、令和4年度は3件、令和5年度は4件、令和6年度11月末時点で12件となっております。

以上でございます。

○中山武彦 就労支援と生活保護に引き継がれたというところで、相談から従来のセーフティーネットが効いている形だと思います。

今、令和3年から令和5年というところで、6年もありました。5類に移行してからの後の数字も教えていただきましたけども、自立相談では就労支援が、また生活保護の相談に引き継がれない、行政の制度の枠に入らない方も出てきてると、そのはざまにおられる方にはどのようにセーフティーネットがあるのか、その点はいかがでしょう。

○福祉部次長 生活保護の申請の意思もなく、自身で求職活動も行いますが、現状は生活に困難を抱えている方につきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用をご案内しているところでございます。

以上です。

○中山武彦 生活資金の貸付制度ですね。従来からあるところだと思います。例えば、生活保護を受けていらっしゃった方が失業の状態が解けて雇用に至ったというところになりますと生活保護が終了いたしますが、その途端にけがをされたりすると、また医療費等かさんで、給料が入る前に困ってしまう状況もありますので、様々な形がこう考えられます。

その支援についての支援策は、社協さんが平時からされているところだと思いますけども、つながっている方はどのようになっているのか、相談件数と貸付件数はどうなのか、そこはどうですか。

○福祉部次長 資金の種類には幾つかございますが、生活福祉資金制度は低所得者、障害者または高齢者に対し、平時より資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的となっております。

香芝市社会福祉協議会によりますと、特例貸付けも含んだ件数とはなりますが、令和3年度は相談件数763件、貸付件数は660件、令和4年度におきましては相談件数207件、貸付件数は134件となっており、令和3年度、4年度は、概数ではございますが、約9割が特例貸付けとなってる状況でございます。令和5年度につきましては、相談件数139件、貸付件数は24件でございます。令和6年度10月末時点におきましては、相談件数が76件、貸付件数は4件となってる状況でございます。

以上です。

○中山武彦 今の状況を聞きましたけども、令和3年、4年はコロナの特例貸付けも含めておりますので、それほど相談件数と貸付件数の差はないところですが、5類に移行してから平時に戻りますと、相談数の占める貸付けの割合というのは非常に低くなって、差ができてると。なかなか、だから借りれない状況にあるというところを認識してるところですが、別の支援が必要だと思いますけども、緊急を要する方、先ほどのような方についての支援というのはありますでしょうか。

○福祉部次長 緊急かつ一時的に生計の維持に困難を抱えておられる世帯に対しまして、生活の立て直しに必要な生活費や一時的な費用として貸し付ける緊急小口資金がございます。限度額が10万円で、据置期間が2か月以内、償還期間は1年以内となっており、無利子となってる状況でございます。

以上です。

○中山武彦 そちらの実績というのは、どうなってますか。

○福祉部次長 香芝市社会福祉協議会によりますと、主な条件といたしましては低所得者世帯、生活保護基準の1.7倍以上の加入に属する方で医療費等の支払いで生活費が不足するとき、年金や公的給付などの初回支給までの生活費が必要なとき、解雇などによる収入減で生活費が必要なとき、公共料金の滞納で日常生活に支障が生じるときなどの理由により、一時的に生計の維持が困難な場合となっておりますが、緊急小口資金の実績につきまして

は、香芝市社会福祉協議会によりますと、令和3年度は1件、令和4年度は6件、令和5年度は15件、令和6年度は10月末時点で2件となっております。

以上です。

○中山武彦 緊急的な小口もあるというところで、活用が進むように相談もしっかり受けていただきたいと思います。

それで、来年4月に施行されます改正の生活困窮者自立支援法の中で様々な盛り込みがされました。これは、コロナ禍の中の様々な課題を踏まえた内容だというふうに聞いております。香芝のセーフティーネットをさらに強くしていただきたいと思います。困り事を抱え込む方、自立した生活が送れるようなことは、行政だけでは限界があるというふうに思いますので、その枠組み、民間の、今の社協さんの話もございますけども、民間に委託されてるところ、また地域での取組、そのあたりについてのさらなるまちづくり等、教えていただければと思います。

○福祉部次長 社会福祉協議会に委託してございます生活困窮者自立相談支援では、就労支援のみならず、債務超過や多重債務に苦しむ方には無料法律相談を案内したり、課題が自身で見えづらくなっている方には、抱える課題を一緒に整理したり、家計表を作成したりするなどの支援も行っております。困り事を抱えた方々が社会から孤立することがないよう、地域の居場所や福祉サービスの社会資源につなぎ、自立相談支援機関として伴走的な相談支援を実施してるところでございます。

また、住居確保給付金の相談におきましては、令和7年度より転居支援も開始されることから、引き続き連携してまいりたいと考えてございます。

また、地域社会のつながりづくりに関しましては、社会福祉協議会での食料支援やひきこもり支援につなぐなどの支援も行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 ありがとうございます。

香芝のセーフティーネットは、市が社会福祉協議会、社協さんに委託してやってるところが多いということが今すごく印象づけられております。香芝として社会福祉協議会さんとの間で情報の共有をもっとしていただかなあかなというふうに今思いました。市民の現状、実情の把握というところを市としてもっと進めていただかなきゃいけないなと思います。

来年、生活困窮者自立支援法が改正されますので、これを契機に実情を踏まえた取組の強化というところを検討いただきたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。これは、お願いしておきますので。

続いて、時間が1時間たちますが、最後の物価対策について伺いたいと思います。

連合が集計したところの部分では、報道では賃上げも今年は33年ぶりの高水準になったというところを聞いてますし、来年もまた強気で行くという話を聞いてます。

そこで、総合経済対策を政府が閣議決定もされ、補正予算も閣議決定されまして、今審議

もされようとしてますけども、その状況について、国の補正予算の動向もありますけども、物価高対策は期待されると思いますが、その内容についてはどうなってるのか、把握されてますでしょうか。

**○企画部長** 国におきましては、令和6年11月22日に閣議決定されました国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加、拡大されることが示されております。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、低所得者世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれております。

**○中山武彦** コロナ禍と同じようにまた対策が立てられるというふうに認識してます。公明党も重視してるのは、家計を温めるというところで、物価上昇を上回る賃上げの政策とか、また物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援というところだと思いますけども、その中でまず低所得者への世帯への支援、どのようなものがあるのか、見込まれるのか、教えてください。

**○企画部長** 令和5年度、昨年度及び今年度にも同様の給付が行われましたが、今般、国から示されております内容としましては、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安といたしまして給付金の支援を行うものでございます。また、住民税非課税世帯のうち子育て世帯については、世帯人数が多いことを考慮して、子供1人当たり2万円を加算することも予定されております。

**○中山武彦** 続いて、生活者、事業者への支援についてはどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

**○企画部長** 国が示しております支援策といたしましては、これまでの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と同様に、生活者支援については小学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費した際の取組でございましたり、LPGガス使用世帯への給付等の支援などが例示されております。

事業者支援については、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業や医療施設、介護施設、保育施設、学校施設、商店街及び自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援などが示されております。

さらに、これから厳冬期を迎えることを念頭にしました灯油支援でございましたり、水道料金の減免にも対応できることが示されております。物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されることが期待されているところでございます。

**○中山武彦** 事業者というところで、香芝市も事業者ですので影響があると思いますが、市の市政における調達等の状況等、何か変化があって、出てますかね。どうですか。

**○産業振興局長** 申し訳ありません。今質問の最後のほうがちょっと分かりにくかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

**○中山武彦** 香芝市も事業者ですので、香芝市の状況をまず伺いたいんですが、香芝の市政

において入札の調達等、また様々な物価高の影響等、その点はどうでしょう。

○総務部長 お答えいたします。

物価高だけがその理由であるとは断定できませんが、令和6年度の入札において、11月末現在で不落が5件、不調が23件ありましたことから、少なからず影響はあるものと考えます。

以上です。

○中山武彦 じゃあ、事業者に戻りますけども、香芝の状況は影響があったということですけども、そのあたりの交付税措置等は、またコスト高に対する手当てというのはどうですか、香芝のほうは。

○財務局長 令和6年度は、自治体施設の光熱費の高騰や自治体の施設管理等の委託料が増加することを踏まえまして、普通交付税の単位費用について合計で700億円が増額されております。

ただし、これは全国の交付団体に対する合計金額でございまして、本市におきまして具体的に幾ら増額したかについての詳細につきましては不明となっております。

以上です。

○中山武彦 香芝のほうでも行政的にいろんな手当てもされていますけども、やはり入札等、影響があるというところですので、ここは物価高の対応を含めて、経済全体の成長というところ、国の政策を進めていかなきゃいけないというように思いますけども、先ほど津崎さんがおっしゃってました事業者、何か支援策、もう少し言うことがあれば答えてくれますか。

○産業振興局長 市内の事業所の業種は多岐にわたっておりまして、なかなか影響を受けている内容も違うことから、実態の調査というのが困難でございますので、全体の把握はしておりません。

国における補正予算の審議状況を注視するとともに、特別高圧やLPガスの価格高騰分に対する支援や中小企業の省エネ取組支援など、当該交付金を活用した事業所支援等の検討をしていくことは必要だと考えております。

以上です。

○中山武彦 トータルで進めていただきたいと思います。

これらの国の総合経済対策、また様々な地方自治体への措置等もそういった方針を受けて、香芝市でどのように取り組まれるのか、その点、伺いたいと思います。

○企画部長 今後は、国の補正予算案の結果を受けてのこと、補正予算の結果を受けてのこととなりますが、まず低所得世帯支援につきましては、国の方針に従いまして、住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円を目安としました給付金の支援、そして住民税非課税世帯のうち子育て世帯については、子供1人当たり2万円を加算した支援を行うものでございます。

また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援については、予算規模がまだ示さ

れておりませんので、これからの調整となってくると思いますが、物価高対策といたしまして、特に必要かつ効果的であり、広く実施できる事業内容を検討してまいりたいと考えております。

○中山武彦　よろしく願い申し上げます。様々な影響が出てますので、香芝市としても積極的に、何回も取り組んできた内容でございますので、速やかな対応というところで、またお世話をかけますが、よろしく願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。